

電子公告調査申請手続 代行サービス

グローリー株式会社 GCAN センター委託

HSIS
北海道しんきん情報サービス

電子公告制度の導入により、官報および日刊新聞紙に掲載していたものが、インターネットのホームページによる公告が認められましたが、公告の区分に応じて定められる期間、ホームページに継続して掲載しなければならず、法務大臣に登録した調査機関による調査が義務付けされております。

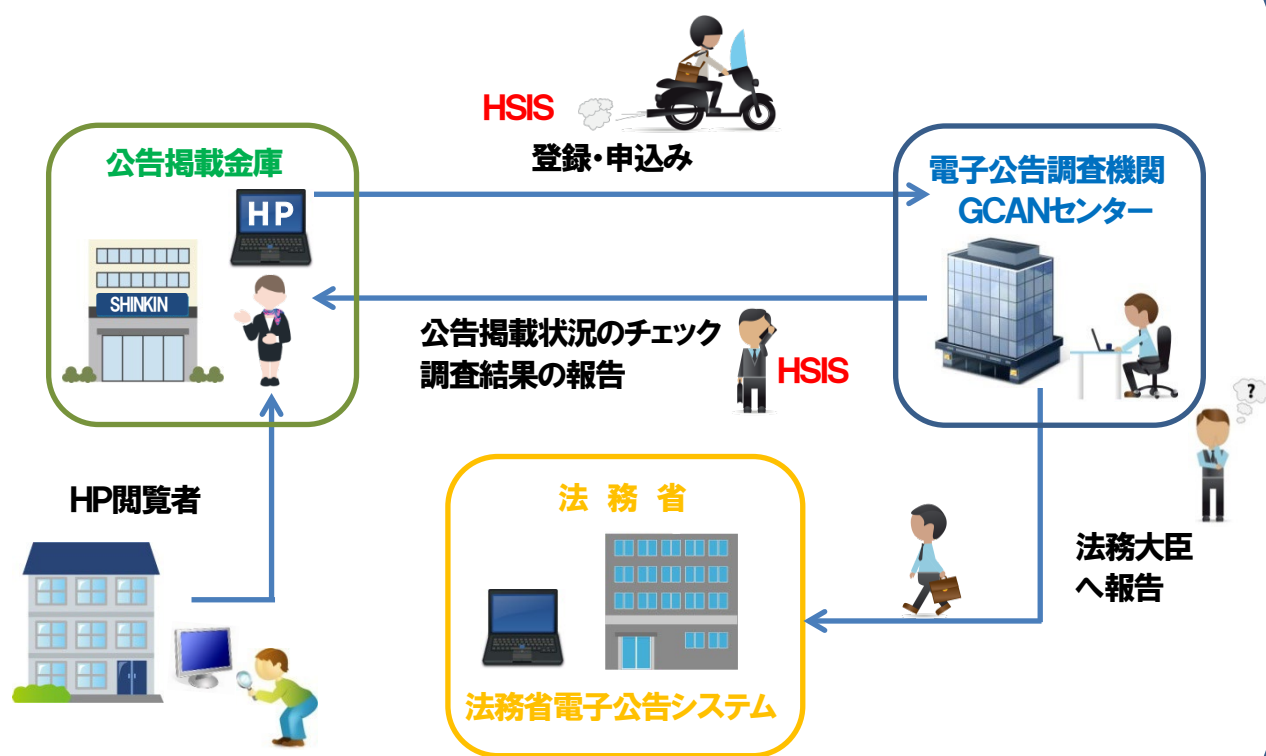
このため、電子公告調査機関に対し調査依頼を行うこととなりますが、その都度調査機関との手続きに多くの時間と手間がかかることから、これらの手続きなどを当社が代行するサービスとしてご提供させていただきます。

また、当社が取り纏めることで共同調製価格として安価にご提供させていただいております。

サービス概要図



電子公告調査の流れ



特徴と導入効果



- ◆新聞掲載に比べ低価格の費用で済むため、公告関連費用の削減となります。
- ◆公告期間中は、インターネット上でいつでも閲覧が可能です。
- ◆調査機関*との手続きを当社が代行するため、手間が省け作業時間の短縮となります。
- ◆電子公告が適法に行われたかどうか検証し、調査結果を報告いたします。



*グローリー株式会社が運営する「GCANセンター」

(平成18年4月24日「電子公告調査機関」認定登録(法務省)適合証取得)

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談受付
業務課 (企画・営業推進)

TEL 011-221-2210

FAX 011-261-1811

株式会社 北海道しんきん情報サービス
kikaku@shinkinhsk.or.jp

